

白石地域交流センター運営協議会
白石地域交流センター活動推進委員会

日時：令和6年2月22日（木）
14時00分～
場所：白石地域交流センター 講座室

1 会長の選任について

2 議事

(1) 令和5年度事業、執行見込みについて

(2) 令和6年度版「白石地域交流センター利用規定」及び「白石地域交流センター定期利用団体の手引き」について

(3) 令和6年度定期利用団体一覧について

(4) 令和6年度の会議開催について

3 連絡事項

第37回白石フェスティバルの日程について
11月17日（日）に実施予定

白石地域交流センター運営協議会・活動推進委員会委員
 (任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

	団体名	団体役職	氏名	備考
1	白石地区自治会連合会	会長	重見 秀和	R6.2～
2	白石地区スポーツ協会	副会長	大田 實信	
3	白石地区社会福祉協議会	理事	開作 美砂	
4	白石地区地域づくり協議会	会長	内山 清輝	
5	白石地区青少年健全育成協議会	副会長	吉永 嘉男	
6	白石地区人権学習推進協議会	会長	藤井 千鶴子	副会長
7	山口市立白石小学校	校長	小野 晃子	
8	山口市立白石小学校PTA	副会長	千坂 真代	
9	山口市立白石中学校	教頭	山口 英司	
10	山口市立白石中学校PTA	副会長	田中 康裕	
11	白石地区食生活改善推進協議会		渡邊 恵子	監事
12	地区住民(市長が特に認める者)		沖野 紀雄	監事

令和5年度 白石地域交流センター活動推進委員会事業実績報告書(見込み)

【講座・学級】

<社会教育>

	講座・学級名	内 容	実施形態	実 施 日	回数	のべ参加人数
1	「スマホの達人」があなたの悩みにお答えします！	高齢者をターゲットに、スマホの簡単な相談に答える相談会。	主催	4/13、4/18	3	9
2	舞いきりづくり講座	火起こしの道具「舞いきり」を製作し、火起こしの方法を学ぶ講座。	主催	6/25、7/1	2	4
3	なんでも挑戦学級 パフェづくり講座	白石地区食推と協力し、材料を組み合わせ、オリジナルパフェを作る講座。 職員がコロナ感染のため中止。	主催	-	0	0
4	夏休みセンター開放	夏休み中の小中学生を対象に、学習目的の利用のため視聴覚室を開放するもの。	主催	7/21~8/29	18	73
5	夏休みの宿題を終わらせよう！	山口大学、白石中学校と協力し、白石地区在住の小学生に対して夏休みの宿題の支援を行う講座。	主催	8/9	1	17
6	夏休みの絵の宿題を終わらせよう！	白石中学校美術部の生徒と協力し、白石地区在住の小学生に対して夏休みの絵の宿題の支援を行う講座。	主催	8/3、8/4	2	14
7	なんでも挑戦学級 竹あかりをつくろう	電動ドリルを用いて、竹あかりを制作する講座。	主催	8/23、8/24	2	8
8	脚のセルフリンパマッサージ講座	子育て世代をターゲットに、自分でできるリンパマッサージを学ぶ講座。	主催	9/19	1	9
9	哲学カフェinしらいし	哲学的な対話によって、参加者に新たな学び・気づきを提供する講座。ファシリテーターは山口大学の小川仁志教授。	主催	12/10、2/17	2	24
10	リボンリースづくり& クリスマスカレー	クリスマスに向けてリボンリースを作る講座。講座終了後、西惣にこにこ食堂が作るクリスマスカレーを提供。	主催	12/17	1	28
11	しらっピーカフェ 親子で「三角チーズサンドパン」づくり	「保護者・教員・地域」の繋がりを深め、保護者の孤立や不安の払拭を目的とした交流の場。	主催	12/27	1	15
12	冬休みセンター開放	冬休み中の小中学生を対象に、学習目的の利用のため視聴覚室を開放するもの。	主催	12/25~1/5	6	6
13	ガトーショコラ講座	中村女子高校の生徒からお菓子の調理方法を学ぶ講座。	主催	2/11	1	20
14	スマホ講座 (Instagram編)	高齢者をターゲットに、SNS「Instagram」の使い方をアプリのインストール段階から学ぶ講座。	共催 (株式会社ローカルラボ)	2/15	1	11
15	大殿・白石・湯田地域 交流センター合同 パンづくり講座	白石地域交流センターで活動中の団体「パンの会」講師のもと、親子でパンの調理方法を学ぶ講座。	主催	3/23	1	21
				小 計	42	259

【その他】 ※派遣事業など他団体が主体的に実施したもの

	行事名称	内 容	実施形態	実 施 日	回数	のべ参加人数
1	鴻の峰ハイキング	子どもからお年寄りまでの三世代交流を目的としたハイキング。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	5/14	1	44
2	第59回白石地区親睦大運動会	白石地区内の親睦、体力増進を目的とした運動会。	共催(白石地区スポーツ協会)	5/21	1	1,000
3	白石地区親睦スポーツ大会	白石地区内の親睦を目的としたスポーツ大会。グラウンド・ゴルフ、ニュースポーツ、バレーボール、ソフトボールの部を実施。	共催(白石地区スポーツ協会)	6/17、6/18、7/9	4	60
4	楽しい科学広場	白石中学校の教員、生徒と協力し、4つの実験ブースを展開。子どもたちに科学の楽しさに触れてもらうイベント。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	7/8	1	47
5	白石子ども夏祭り	射的、スーパーボールすくい、かき氷、ピンボール等、小学生を対象として夏祭りを開催。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	8/19	1	80
6	令和5年度山口市民スポーツ大会	令和5年度山口市民スポーツ大会への選手派遣。	共催(白石地区スポーツ協会)	9/3	1	80
7	芋ほり体験	芋ほり体験を通して、自然と触れ合い、作物がどのように育つのかを学ぶイベント。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	9/24	1	34
8	しらっぴー杯	小学生を対象としたスポーツイベント。種目は年齢差等の影響なく楽しめる「パタンク」。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	10/1	1	18
9	第8回秋季グラウンド・ゴルフ大会	白石地区住民の親睦、体力増進を目的としたグラウンド・ゴルフ大会。	共催(白石地区地域づくり協議会社会体育部会)	10/14	1	21
10	ヘルシーウォーキング白石	白石地区の歴史とスイーツを巡るウォーキングイベント。	共催(白石地区スポーツ協会)	10/22	1	67
11	第6回白石地区地域づくり協議会会長杯	白石地区住民の親睦、体力増進を目的としたグラウンド・ゴルフ大会。	共催(白石地区地域づくり協議会)	11/11	1	24
12	第36回白石フェスティバル	白石地区住民の交流、白石地域交流センター活動団体の紹介等を目的とした地区のお祭り。	白石フェスティバル実行委員会	11/19	1	4,000
13	第45回体カづくりスポーツ大会	白石地区住民の体力増進を目的としたスポーツ大会。ソフトバレーボール、ACP、ニュースポーツの部を実施。	共催(白石地区スポーツ協会)	12/3	3	40
14	七草がゆの会	七草がゆを調理し、住民にふるまうことで、日本の伝統的な風習を学ぶとともに、住民同士の交流を図るイベント。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	1/7	1	39
15	むかしあそび	昔の遊びを通じて、地区住民との交流を図るイベント。	共催(白石地区青少年健全育成協議会)	1/21	1	48
16	立志の集いメッセージ募集	地域住民から立志の集いを迎える中学2年生に向けたメッセージを募集し、立志の集い当日に掲示。	共催(白石中学校)	12/26~1/22	1	100
17	第2回白石地区ロードレース大会	主に白石地区住民を対象にしたロードレース大会。	共催(白石地区スポーツ協会)	3/2	1	110
18	白石地区人権学習講座	演題『みんなちがって、みんないい生き方を～金子みすゞの心とともに～』。講師はシンガーソングライターのちひろ氏。	共催(白石地区人権学習推進協議会)	3/17	1	45
小 計					23	5,857

総 計	65	6,116
-----	----	-------

令和5年度 白石地域交流センター活動推進委員会収支決算書(見込み)

収入の部

(単位:円)

項目	令和5年度 当初予算額A	令和5年度 決算額B	増減(B-A)	備考
前年度繰越金	898,842	898,842	0	
補助金	2,361,000	2,361,000	0	活動推進委員会補助金 2,361千円
雑収入	620,158	522,790	▲ 97,368	
講座・行事参加料	20,000	17,900	▲ 2,100	各種講座参加費
利息	21	9	▲ 12	預金利息
その他	600,137	504,881	▲ 95,256	印刷代ほか
合計	3,880,000	3,782,632	▲ 97,368	

支出の部

(単位:円)

項目	令和5年度 当初予算額A	令和5年度 決算額B	増減(B-A)	備考
管理費	3,080,000	2,720,688	▲ 359,312	
賃金 [臨時職員]	1,655,000	1,595,904	▲ 59,096	職員給与
需用費	520,000	392,885	▲ 127,115	
[消耗品費]	500,000	392,885	▲ 107,115	インク代、用紙代等
[修繕費]	20,000	0	▲ 20,000	
役務費	75,000	51,911	▲ 23,089	
[通信運搬費]	25,000	1,260	▲ 23,740	切手、はがき代
[手数料]	30,000	32,186	2,186	臨時職員健診
[保険料]	20,000	18,465	▲ 1,535	労働保険料
委託料	130,000	103,812	▲ 26,188	清掃委託料
使用料及び賃借料	550,000	456,926	▲ 93,074	印刷機、複写機リース料等、モップ
備品購入費	150,000	119,250	▲ 30,750	ネットワーク機器
事業費	670,000	508,197	▲ 161,803	
教育事業費	570,000	420,638	▲ 149,362	
報償費 [報償金]	100,000	30,000	▲ 70,000	講師謝礼
需用費 [消耗品費]	150,000	137,908	▲ 12,092	講座材料代
委託料 業務委託料]	50,000	4,050	▲ 45,950	託児代
備品購入費	250,000	248,680	▲ 1,320	図書
負担金等	20,000	0	▲ 20,000	
広報事業費	100,000	87,559	▲ 12,441	
需用費 [消耗品費]	100,000	87,559	▲ 12,441	用紙代
予備費	130,000	0	▲ 130,000	
合計	3,880,000	3,228,885	▲ 651,115	

収入 - 支出 = 3,782,632 - 3,228,885 = 553,747

次年度繰越額 553,747円

令和6年度 白石地域交流センター利用規定(案)

1 趣旨

白石地域交流センター(以下、センター)の運営を円滑にし、地区民や市民の皆さんが気持ちよく利用するために、センター運営協議会が必要な事項を定める。

2 センター貸与優先順位

- ① 市(白石での開催が適当なもの)
- ② 地域の自治団体等(白石地区地域づくり協議会、白石地区自治会連合会、スポーツ協会、青少年健全育成協議会、地区社会福祉協議会及び各地域団体等)
- ③ 白石地区内の文化、風土、社会教育、生涯学習、地域振興等を目的とした団体
- ④ その他の利用団体

3 貸与できない団体や活動

- ① 営利を目的とした事業や集会に利用するもの(企業が行う内部研修会・会議・面接試験・求人説明会・健康相談、展示会、販売会、講師(先生)が主導で行うカルチャーセンターや塾、顧客を対象とした集会等)。
- ② 特定の政党に関する事業や集会に利用するもの(〇〇政党、△△を応援する会等)。
- ③ 特定の宗教に関する事業や集会に利用するもの(布教・宣伝活動、宗教上の行為・祝典・儀式等の行為)。
- ④ 飲食を目的とするもの。

4 利用許可の申請

- ① センターの利用の許可を受けようとするものは、地域交流センター利用許可(変更)申請書を提出しなければならない。
- ② 「2 センター貸与優先順位」の①・②に該当する団体の利用許可(変更)申請書は、1年前から受理することができる。
- ③ その他の団体の利用許可(変更)申請書は、利用しようとする日の属する月の前月最初の平日から受理することができる。ただし、令和6年4月分の利用許可申請は、3月25日(月)以降受理するものとする。

5 利用時間区分及び使用料 (「山口市地域交流センター設置及び管理条例」第9条より)

利用時間及び時間区分は下表のとおりとし、利用者は使用料を利用許可の際納付しなければならない。

<利用時間区分及び使用料表>

種別	金額		
	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
和室 視聴覚室 講座室 調理実習室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
講堂	(1,660円) 650円	(1,480円) 580円	(1,850円) 730円

備考

1. 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
2. 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
3. 冷暖房を利用する場合は、上段()書の金額を加算する。

6 利用回数

「5 利用時間区分及び使用料」に定める利用区分帯を1回とし、1団体あたり月2回の利用を限度とする。ただし、「2 センター貸与優先順位」の貸与優先順位の①・②に該当する団体及びセンターが特に認める団体はこの限りではない。

7 手続き等

センター事務室が開いている日時(平日午前8時30分～午後5時15分の間)に行うこと(土日祝日は休み)。

8 センター事務室が空いていない時間の利用方法(平日夜間、土日祝日)

- ① 事前に鍵(会場、裏口の鍵)を受取ること。
平日午後5時以降の利用・・・当日午前8時30分から午後5時15分
休日の利用・・・原則前平日の8時30分から午後5時15分
- ② 出入り口は、1階裏口を利用すること。また、緊急時を除き、施錠中の出入口を無断で開錠しないこと。
- ③ 利用後の清掃、確認(ガス、電気、施錠等)を徹底すること。
- ④ 鍵は、裏口のポストに返却すること(センター内に他の利用者がいない場合、裏口も施錠すること)。
- ⑤ 緊急時を除き、センターとの連絡は翌平日とする。

9 定期利用団体

センターの定期利用に関することは、別に定める。

10 利用条件

以下の条件が守られない場合、もしくはセンターが公益上必要と認める場合(災害発生時の避難所運営、地区行事等)は、許可の取消または変更を求めることがある。

- ① 利用人数が5人以上の団体であること。
- ② 近隣住民及びセンターの他の会場の利用者に配慮した活動内容(音量、行動等)であること。
- ③ 利用した会場は原状に復し、後片づけ、清掃、消灯すること(トイレ、廊下、階段等も含む)。
- ④ 施設の破損、汚損等があった場合は、ただちにセンターに報告し、利用者負担により復元すること。
- ⑤ 利用後、使用状況連絡表を提出すること。
- ⑥ ゴミは各団体で持ち帰ること。
- ⑦ 飲食を伴う場合は、センターの了承を得ること(視聴覚室及び図書室は、飲食を禁止する)。
- ⑧ 調理実習室の利用は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ⑨ 自家用車ででの来所を控えること。
- ⑩ 駐車枠以外への駐車を禁止する(満車時は、有料駐車場を利用する等、各自で対処すること)。
- ⑪ センター敷地内では全面禁煙とする。
- ⑫ 私物(団体の所有を含む)を無断で地域交流センター内に置かないこと。
- ⑬ 利用前に、避難経路等を十分確認すること。
- ⑭ その他、利用にあたってはセンターの指示に従うこと。

令和6年度 白石地域交流センター「定期利用」規定(案)

<趣旨>

白石地域交流センター(以下、センター)の定期利用について必要な事項を定める。

<定期利用団体要件>

- ・通常利用人数が5名以上の社会教育、生涯学習関係団体であること。
- ・前年度中に概ね10回以上の使用実績があり、かつ適正に使用されていること。
- ・定期利用日は、地区住民に公開とすること。
(公開できない利用(会議、大会に向けた練習等)の場合、センターに相談の上、許可申請をすること(その場合、原則として使用料減免不可(有料)での許可となる))。
- ・随時、地区住民が入会できること。
- ・地区住民(市民)から入会等に関する問い合わせがあった場合、責任者の氏名、連絡先情報の提供に同意すること。

<定期利用申請>

- ・定期利用団体は、年1回、募集期間を定め、募集する。周知は、「センターたより しらいし」にて行う。

<利用日時の制限>

- 午前の部 8:30~13:00(1回)
- 午後の部 13:00~17:00(1回)
- 夜間の部 17:00~22:00(1回)
- ・上記区分により、月2回を限度とする。
- ・ただし、会員中の白石地区住民の割合が、3分の2以上である場合は、月4回を限度とする。

<申請団体の遵守事項>

- ・利用の都度、各部屋、トイレ等の施設設備の清掃、点検を実施すること。
- ・定期利用団体は「白石フェスティバル」「センター維持管理に関する清掃等」をはじめとする社会貢献活動・学習活動・講演会等に積極的に参加すること。
- ・定期利用団体は、団体間の連絡調整のための会議(定期利用団体代表者会議)に出席し、センターの適正かつ有効利用に努めること。
- ・その他、センターの指示に従うこと。
- ・会員が学んだ知識や技能、あるいはその精神を活かし、白石地区住民を対象とした「講座等」を企画、実施することで、地域へ還元すること(最低年1回)。

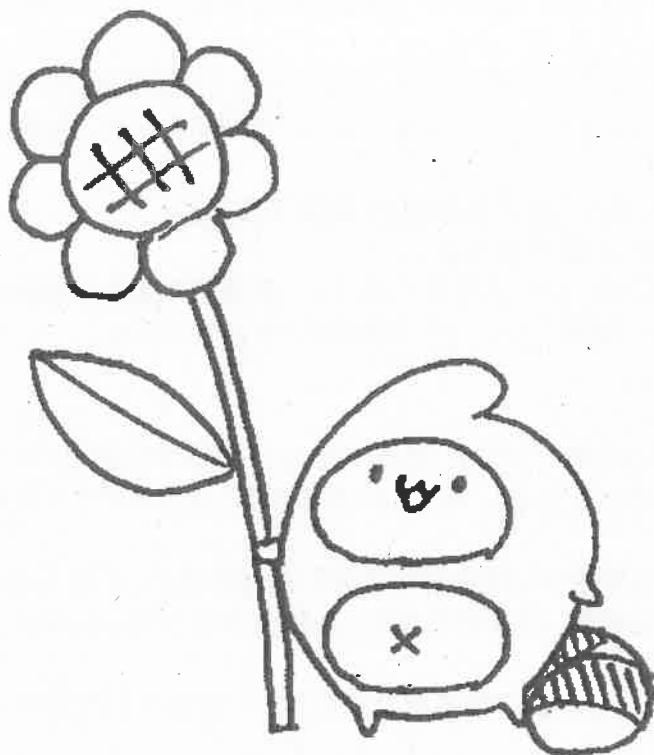
<定期利用団体代表者会議>

- ・センターの適正かつ有効利用を図るため、定期利用団体代表者、センター運営協議会委員、センター所長、センター職員をもって組織する。
- ・定期利用の日程については、センターが調整し、その後、抽選(話し合い)により決定する。

<注意事項>

- ・年間を通じて、センター、地域団体等の利用が優先されるため、利用日時の変更を求める場合がある。
- ・通常の使用人数が10人未満の団体は、講堂以外の部屋を利用すること。
ただし、年末年始の休館日、白石フェスティバル等の地区行事、センター行事及び地域の自治団体等の利用により利用回数が減った場合は、同月内に限り(11月・年末年始を除く)、振替をすることができる。
- ・使用しない日がある場合は、早急にセンターへ連絡すること。
- ・月2回(ないし4回)の範囲内で使用日を追加する場合、前月の初日以降に使用申請許可を受けること。
- ・申請書に記載されている内容と活動状況が異なる場合は、利用を中止することがある。

白石地域交流センター
定期利用団体の手引き（案）



令和6年度版

白石地域交流センター

白石地域交流センター定期利用団体について

1 定期利用団体の条件(下記①～④を満たす団体)

- ① 通常利用人数が5名以上の団体で、公共性、公開性があり、白石地区住民が随時入会できること。
- ② 前年度中に概ね10回以上の利用実績があり、かつ適正に利用されていること。
- ③ 活動内容を地域に還元する事業等を行うとともに、地域貢献活動を行うこと。
- ④ 11月に行われる白石フェスティバルにおいて、ステージ出演・作品出展・運営スタッフへの従事のいずれかに参加すること。

2 定期利用団体の遵守事項について

- ① 『白石地域交流センター利用規定』および『白石地域交流センター「定期利用」規定』を遵守すること。
- ② 地域還元事業(講座等)を以下の手順により、年1回以上 11月末までに実施すること。
 - ・地域還元事業の案内をセンターたより『しらいし』に掲載するため、別添の掲載原稿を提出すること。
 - ・地域還元事業の終了後、速やかに「報告書」を提出すること。
- ③ 一斉清掃に団体から最低1人以上参加すること。
7月30日(火)、11月18日(月)、3月31日(月) 全日程午前10時開始
- ④ センターや地域団体主催の講座・イベントに積極的に参加すること。

■注意事項

- ・『白石地域交流センター利用規定』の「3 貸与できない団体や活動」にある通り、講師主導での利用(講師が申請などの手続きを主として行う行為も含む)はカルチャーセンターや塾と同様であると判断します。
- ・『白石地域交流センター「定期利用」規定』の〈定期利用団体要件〉にある通り、住民から活動内容に関する問い合わせがあった場合、代表者の氏名、連絡先情報を提供します。

3 センターの利用時間について(「山口市地域交流センター設置及び管理条例」第9条に規定される利用料区分による)

午前の部	午前8時30分から午後1時まで
午後の部	午後1時から午後5時まで
夜間の部	午後5時から午後10時まで

■注意事項

活動は、準備時間も含めて上記枠組みの中で行ってください。利用前後の枠が空いているからという理由で、枠外で利用することはできません。

4 団体への事務連絡について

- ① Eメールで行いますので、担当者の方はメールチェックをお願いします。
- ② 施設の運営に関するお知らせは、担当者の方に連絡をします。個別の連絡はご遠慮ください。また、代表者以外の会員の方は、まずは代表者に確認していただくよう周知をお願いします。
- ③ 1階エレベーター前の掲示板を「センター定期利用団体連絡用掲示板」としています。センターたよりの発行日程や次回の一斉清掃日、注意事項を掲示しますので、利用の際には毎回確認してください。
- ④ 代表者の方へ連絡事項がある場合、玄関にあるホワイトボードに赤い磁石(「事務所にお立ち寄りください」)でお知らせしますので、利用の際に必ずご確認ください。

5 夜間・土日祝日の利用について

夜間・土日祝日に利用される場合、直前の平日に必ず鍵を取りにお越してください。鍵の受け取り忘れについては、利用キャンセルとみなし、ご連絡いたしません。

また、夜間土日祝日に鍵の受け取り忘れへの対応はしませんのでご注意ください。

6 駐車場の利用について

- ① 自家用車での来所を可能な限り控えてください。
- ② 駐車枠外には駐車しないでください。
- ③ 駐車場が満車のときは、近隣の有料駐車場に停めるよう会員に周知徹底してください。

7 講堂の利用要件について

通常の利用人数が10人未満の団体は、原則として講堂以外の部屋を利用してください。

8 その他注意事項

- ① 水分補給以外の飲食を伴う利用は原則できません。
- ② センター内での団体の備品保管、窓口での荷物の預かりや受領はいたしません。
- ③ 利用を中止される際は、センター及び会員への連絡を徹底してください。
- ④ 当日の利用団体・時間は、1階ロビーのホワイトボードでお知らせしていますので、確認してから各部屋へ移動することを会員に周知徹底してください。
- ⑤ 部屋の使用後は、電気、空調、換気扇の切り忘れにご注意ください。

9 施設利用一覧表の確認について

- ① 申請した日が一覧表に反映されているか確認してください。
- ② 年末年始や地域優先団体の利用等により利用不可となった日の振り替えは随時受け付けます。ただし、4月分の一般受付は3月25日(月)から開始となります。
- ③ 自己都合により利用回数を減らしている月は、利用する月の前月最初の平日から窓口で申請を受け付けます。

■注意事項

活動日の変更および振り替えが必要な場合は、利用する月の前月最初の平日以降に窓口へ申し出て下さい。

令和6年度白石地域交流センター定期利用団体一覧表(案)

分類	No	団体名	活動内容
音楽・芸能	1	高雅コーラス	コーラス
	2	なでしこコーラスグループ	コーラス
	3	喜香会	謡曲(喜多流)学習
	4	エーデルワイス	オカリナ
	5	忘れな草	オカリナ
	6	山口民踊ほたる会	日本民踊の練習と学習
	7	白石うたごえサロン	歌唱
レクリエーション・体カづくり	8	こぶしの会	太極拳、気功
	9	白石太極拳同好会	太極拳
	10	忍門館	空手
	11	アロハハイビスカス	フラダンス
	12	ヨーガ同好会	ヨガ全般
	13	健康体操 自彊術	健康体操
	14	白石フォークダンスクラブ	フォークダンス
	15	ずっこけ仲良しクラブ	玉すだれ、銭太鼓
	16	白石3B体操	3B体操
	17	誰でも楽しめる健康体操	健康体操
	18	山口健幸すっきり燦歩会	健康管理、ウォーキング
	19	なかよしクラブ	ポッチャ
絵画	20	千韶会	日本画(仏画含む)
	21	山口やよい絵手紙教室	絵手紙
	22	墨風会山口	水墨画
茶道・華道	23	日本茶道学会みずき会	茶道の学習
	24	草月流	生け花

新規

※登録を更新しなかった団体

- ・つるの会(日本舞踊)
- ・源氏物語を読む会(源氏物語の学習)
- ・白石書道教室(書道)

山口市地域交流センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成20年山口市条例第51号）第2条に定める山口市地域交流センター（以下「センター」という。）にそれぞれ地域交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、センターの活動の向上に資するため、次に掲げる事項について協議を行い、センターの運営について意見を述べるものとする。

- (1) センターが実施する事業に関すること。
- (2) センターの利用団体に関すること。
- (3) センターの施設、設備等の利用に関すること。
- (4) その他、センターの運営に関すること。

2 協議会は、前項の協議にあたり、センターの利用者をはじめ幅広い地域の要望を反映するよう努めるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) センターの利用団体の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、年1回以上開催し、過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、それぞれのセンターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がセンター所長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

白石地域交流センター活動推進委員会会則

(名称)

第1条 この会は、白石地域交流センター活動推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、白石地域交流センター（山口市本町一丁目1番25号）に置く。

(目的)

第3条 この会は、明るく住みよい地域社会の実現を目指し、地域住民の連帯意識の高揚と自主的な社会教育活動の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講座の開設
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
- (3) 図書の整備
- (4) 体育、レクリエーションに関する集会及び行事の開催
- (5) 各種の団体、機関等の育成及び連絡調整
- (6) 学習及び活動に必要な用具等の整備
- (7) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 白石地域交流センターの利用団体の関係者
- (4) その他必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第7条 この会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、年1回以上開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 この会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 会則の変更

(4) その他必要と認める事項

(会計)

第10条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮り決定する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。